

B 災害後の生活維持

地震などの災害発生時、その被害が大きいほど、行政機関による「公助」が届くのに時間を要することになります。このマニュアルでは、被災したマンションに、水や食糧の配給などの「公助」が届くまでの期間を7日間と想定しています。なお、「大阪市地域防災計画〈災害対策編〉」（平成29年11月 大阪市防災会議）では、食糧や飲料水、簡易トイレ等の生活物資を1週間分以上備蓄すること等、大規模災害への備えについて普及を図ることとしています。

1 飲料水の確保

| 方法（例） | 管理組合の備え | 各家庭の備え |
|----------------------|---------|--------|
| 飲料水を備蓄する | ■ | ■ |
| 受水槽や防火水槽などを利用する | ■ | — |
| 給水車からの分配に備え、バケツを備蓄する | ■ | ■ |

災害後の断水に備えて、飲料水の確保に努めましょう。

（1）飲料水を備蓄する

○飲料水は一人1日当たり3リットル必要とされています。7日分を確保するように努めましょう。

- ・例えば、マンションの規模が50戸、平均世帯人数が2人/世帯とすると
3リットル/日・人×2人/世帯×7日×50戸=2,100リットルの水を備蓄する必要があります。
- ・全住戸分の飲料水を共用部にまとめて備蓄するためには、どのくらいのスペースが必要か、一度考えてみましょう。また、家庭での備蓄と分担し、合わせて7日分確保する方法も考えられます。
- ・災害用飲料水として消費期限が5年のもの等が多数市販されています。金額と更新等の手間を考慮して選びましょう。

○各家庭が水道水をポリタンク等に保存しても構いませんが、浄水器を通した水道水は塩素が除去されるため、毎日くみかえる必要があります。

（2）受水槽や防火水槽などを利用する

○敷地内に受水槽を設置している場合は、貯めてある水を緊急時の飲料水として利用可能です。水の取り出し方法や各住戸への配分方法等を話しあって決めておきましょう。

○近年のマンションは直結方式で受水槽を設置していない場合が多いようです。直結方式のなかでも、直結増圧式給水の場合は停電時に断水しますので、飲料水の確保が必要です。

参考

造水機の設置

○防火水槽等を活用して飲料水を造ることができる造水機を設置する方法もあります。

造水機は身近にある取水源から、飲み水を造ることができる水処理装置です。

○造水機は、ガソリンや手動で動くものがあります。造水機を動かすための手段をどのように確保するかを管理組合で話し合う必要があります。

（3）給水車からの分配に備え、バケツを備蓄する

○給水車から各住戸へ水を分配するときに必要になります。管理組合で備蓄できない場合は、各家庭で給水運搬用のバケツを備蓄するよう努めましょう。

2 食糧・食事の確保

| 方 法 (例) | 管理組合の備え | 各家庭の備え |
|---------------------------|---------|--------|
| 煮炊き不要な食糧を備蓄する | ■ | ■ |
| ライフラインが途絶えても利用できる調理器具を備える | ■ | ■ |

(1) 煮炊き不要な食糧を備蓄する

○災害後の生活を維持するため、煮炊き不要な食糧を備蓄しましょう。

- ・アルファ米、乾パン、ビスケット
- ・缶詰、インスタント食品、レトルト食品
- ・粉ミルク、離乳食等

○防災倉庫設置が難しい、食糧の維持管理にコストや手間がかかる等、管理組合による食糧備蓄には限界があります。各家庭においても保存食を備蓄しましょう。

○たとえば、各家庭において、日常的に使う食品を通常よりも多めに購入しておき、使用した分を新たに買い足すことにより、一定量を確保する方法も考えられます。

(2) ライフラインが途絶えても利用できる調理器具を備える

○カセットコンロや予備のガスボンベを備蓄しましょう。カセットコンロを使用する際、停電時は換気扇が作動しないため、定期的に窓を開けるなど、換気に注意が必要です。

○マンションの規模が大きい場合、災害後の調理のために管理組合において、大型鍋、コンロ、発電機、ポリタンク等の災害用炊き出しセットを備えましょう。

○水が不足するので、紙製の容器やお皿にラップを巻いて使用するなど、節水のための工夫をしましょう。

参考

かまどベンチ

○大阪市防災力強化マンション認定制度で認定されたマンションでは、災害後の生活維持に役立つ施設としてかまどベンチが設置され、燃料(炭や薪)、なべ、レードル等が備蓄されているものもあります。

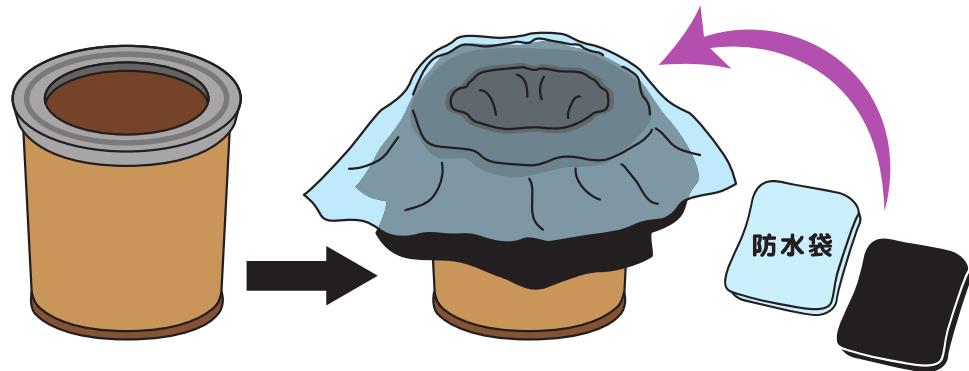


3 し尿処理の対応

| 方 法 (例) | 管理組合の備え | 各家庭の備え |
|------------|---------|--------|
| 簡易トイレを備蓄する | ■ | ■ |

○マンションでは、大規模災害発生後、上下階の排水設備が破損している恐れがあるため、その確認が完了するまで排水してはいけません。そのため、マンション内のトイレは使用できませんので、簡易トイレを備蓄する等の対策が必要です。

○凝固剤を使った蓄便袋や持ち運び袋等、家庭で用意できる簡易トイレを備蓄しましょう。ごみの収集が可能になるまでの間、使用済みの簡易トイレは、各家庭で責任を持って保管しましょう。



参考

マンホールトイレ

○大阪市防災力強化マンション認定制度で認定されたマンションでは、マンホールトイレを設置しているものもあります。

